

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会の実現をめざす西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」(以下「さわふじプラン」という。)の効果的な推進を図るために、広く町民の協力を求め、かつ、意見・情報交換を行い、地域推進体制づくりを促進するために設置する西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」地域推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域、家庭及び職場における男女共同参画づくりに係る調査、研究等に関すること。
- (2) 地域、家庭及び職場における男女共同参画行政施策の実践活動に関すること。
- (3) 地域、家庭及び職場における男女共同参画推進のためのネットワークづくりに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 職場又は活動拠点を町内に有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第 7 条 特定の事項を調査研究させるため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員会の会議に諮って委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(西原町女性行動計画「さわふじプラン」地域推進委員会設置要綱の廃止)

2 西原町女性行動計画「さわふじプラン」地域推進委員会設置要綱(平成 11 年西原町要綱第 28 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年要綱第 14 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年要綱第 6 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年要綱第 12 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。